

## 高根沢町部活動地域移行推進委員会運営に係る確認事項（案）

## 1 委員会について

- (1) 氏名及び所属団体等を記載した委員会名簿を町公式 Web サイト及び生涯学習課において公開する。
- (2) 委員が欠席の場合、代理は認めないこととする。
- (3) 委員がその職を離れたとき、又は委員が所属団体を離れたときは、速やかに後任者の推薦を依頼するものとする。

## 2 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とすることができる。

## 3 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ委員長の許可を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況に応じて決めるものとする。
- (3) 傍聴人の会議の録音、写真撮影又は動画撮影は認めない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場するものとする。
- (5) 委員長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

## 4 会議録の作成について

会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成し、町公式 Web サイト及び生涯学習課において公開するものとする。

- (1) 会議名、開催日時、開催場所、出席者
- (2) 議題
- (3) 傍聴人の数
- (4) 議事内容（原則として発言者名を記載しない要点筆記）
- (5) その他必要な事項